

甲府法人会たより



(写真左上：現在の甲府法人会館 写真左下：大正15年竣工当時 写真右：3階大会議室)

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



令和7年4月

第166号

題字 関会長



主な内容

- 甲府法人会館 100年の歴史
- 新年賀詞交歓会
- 新春講演会
- 青年部会・女性部会の活動
- 令和7年度事業計画
- 法律相談
- 税務相談

甲府法人会館 百年の歴史



甲府法人会館の歴史

大正15年 4月20日、甲府商業会議所(甲府商工会議所の前身)が建設。「甲府空襲」を耐え抜く。

昭和20年 甲府商工会議所の移転に伴い、山梨県法人会連合会が購入取得し改装工事を行う。

昭和2年 旧態を維持しながら全面改修を行う。

平成4年 会館を山梨県法人会連合会から甲府法人会に移管。

「甲府法人会館」となる。

平成8年 文化庁より登録有形文化財に指定される。

所在地	甲府市中央四丁目 12-21
所有者	公益社団法人 甲府法人会
竣工年	大正 15 年(昭和 52・53 年全面改修、平成 2 年・3 年復元改修)
設計・施工	内藤半二郎(山梨県建築士会初代会長)
延べ床面積	1751.72 平方メートル(約 531 坪)



甲府法人会館は、県内で最も古い鉄筋コンクリート造り。昭和20年の「甲府空襲」の戦火を潜り抜けた数少ない建物です。また、大正12年の関東大震災の経験を踏まえて設計施工され、山梨大学工学部の調査によると、M8.5(震度6強)程度の地震に耐えられる構造で、部屋から部屋、部屋から廊下へと2方向以上に避難できる設計となっており、人の安全を最優先していると建物と言われています。

そして、文化庁より山梨県では第一号として登録有形文化財に指定されております。文化財登録制度とは、地域の活性化のため、文化財を活用しながら維持管理を行って行く制度とされています。甲府法人会では、貴重な国民的財産である甲府法人会館を会員をはじめ多くの方々にご覧いただきたいと考え、平日の9時～15時まで公開しています。見学ご希望の方は、お気軽に事務局(055-237-7774)までお申込み下さい。

3階大会議室(表紙の写真参照)

甲府で最初に造られたホールと言われ、一辺約6メートルの大きな天窓があり、自然光を豊かに降り注いでいます。当時の流行を先取りしたアールデコ調の直線的な格子が印象的です。かつては結婚式やダンスパーティーも開催されていたとのこと。

歴史を感じる装飾

階段踊り場や廊下の窓に施されているステンドグラス調の装飾が、彩りを添えて優しい光を取り込んでいます。また、3階の部屋に残されている暖炉の中心上部にはハートの金具があしらわれています。

正面玄関と階段

玄関内部の腰壁の大理石や建具、照明器具などは建築当時のもの。また、玄関の壁にはめられたプレートは文化庁からいただいた登録有形文化財の証。





新年賀詞交歓会

また、賀詞交歓会に先立って、山梨県法人会連合会主催の新春講演会が開催されました。オンラインでの同時配信も行い、元・日経トレンディ編集長で商品ジャーナリストの北村 森氏に「2025年 地域発ヒット商品の作り方」と題して講演をいただきました。

また、賀詞交歓会に先立って、山梨県法人会連合会主催の新春講演会が開催されました。オンラインでの同時配信も行い、元・日経トレンディ編集長で商品ジャーナリストの北村 森氏に「2025年 地域発ヒット商品の作り方」と題して講演をいただきました。

1月15日、甲府記念日ホテルにおいて、山梨県法人会連合会と共催の新年賀詞交歓会を開催しました。関会長の年頭の挨拶の後、大久保東京国税局課税第二部長、長田山梨県副知事、保坂甲斐市長からご祝辞をいただいたほか、甲府法人会管内の市長、経済団体など

多数の来賓のご臨席をいただきました。甲府法人会、大月法人会、山梨法人会、鰺沢法人会総勢200名を超える出席者の皆様は、情報交換や交流を深めながら、法人会や会員企業の発展を誓い合いました。そして、本年11月に開催する「法人会全国青年の集い山梨大会」の大会会長を務める大木青年部会長を中心に、県内の青年部会員で構成される実行委員による大会のPRも行いました。



「青年の集い山梨大会」のPR



年頭のあいさつをする関会長



講演する北村 森氏



新春講演会



甲府会場閉講式

令和6年度の「源泉部会講習会」は1月8日（葦崎会場）・1月9日（甲府会場）に最終講義を行い、昨年6月にスタートした全6回の日程が終了しました。初級講座・上級講座ともに5回以上出席した参加者の皆様に修了証書と記念品を贈呈しました。

令和7年度も引き続き、甲府税務署源泉所得税担当官が主な講師を務めて実施いたします。参加方は会場参加とオンライン参加に変更し、受講者のご都合に合わせて参加が可能です。源泉徴収事務が初めての方から、ご経験の長い方まで幅広く受講していただけます。お申し込みをお待ちしております。



葦崎会場閉講式

令和6年度

源泉部会講習会を閉講

▼▼59名が修了

令和7年度 源泉部会講習会「知らないと損する！給与計算実務セミナー」のご案内

	開催日	開催時間	
第1回	6月12日	初級：午前10時15分～正午	上級：午後1時15分～午後3時15分
第2回	8月21日	初級・上級合同開催：午後1時30分～午後3時15分	
第3回	9月18日	初級：午前10時15分～正午	上級：午後1時15分～午後3時15分
第4回	10月16日	初級：午前10時15分～正午	上級：午後1時15分～午後3時15分
第5回	11月6日	初級・上級合同開催：午後1時30分～午後4時	
第6回	令和8年 1月22日	初級・上級合同開催：午後1時30分～午後3時15分	

【会場】 アピオ甲府タワー館
 【講師】 甲府税務署 源泉所得税担当官 他 講習内容・お申込みはこちら →
 【受講料】 無料



第二講座は、東京財団政策研究所主幹の森信茂樹氏による「今後の税・社会保障のあり方について」と題し、企業行動と法人税議論や、『年収の壁』問題などの税と社会保障一体改革の必要性を学びました。



2月5日、甲府法人会館において全国法人会総連合主催の「令和7年税制セミナー」のオンライン配信を聴講しました。甲府法人会の税制委員を中心に13名が受講しました。

第一講座は、財務省大臣官房審議官の田原芳幸氏による「令和7年度税制改正について」でした。物価上昇局面における税負担の調整および就業調整への対応や、地域経済を支える中小企業の取組を後押しする税制などの内容をお話いただきました。

令和7年
税制セミナー
を聴講

法人会全国青年の集い山梨大会 各委員長の抱負



遠藤 宗和 総務委員長

総務委員長を務めさせていただき
ます遠藤宗和です。

総務委員会は裏方のイメージとなり
ますが、全ての土台であると認識
しております。

組織は土台が崩れてしまうと、ど
んなに良いモノを作り上げても、全
てのコンテンツの評価が下がってし
まいます。

当たり前を不足なく。大会の平均
点、底上げをまいります。



笠井 健弘 広報委員長

広報委員長を務めさせていただき
ます笠井健弘です。

全国から多くの青年部会員の皆様
が山梨へお越しいただけるよう、事
前のPR活動を積極的に展開しま
いります。

また、会場案内図や観光案内を作
成し、山梨を存分に楽しんでいただ
くと同時に、当日はスムーズにご参
加いただけるよう努めてまいりま
す。



細田 和宏
租税教育・健康経営
プレゼン担当委員長

租税教育・健康経営プレゼン担当
委員長を務めさせていただきます
細田和宏です。

当日は租税教育活動プレゼン・健
康経営大賞の発表と表彰式、会員交
流分科会の運営を担当します。

何か発信する訳ではなく場を作る
のが使命ですが、参加する方々に
とっての大切な舞台、マイナスの無
い場を作るよう尽力します。



小原 一浩
式典・記念講演担当
委員長

式典・記念講演担当委員長を務め
させていただきます小原一浩です。

「人は石垣、人は城」という山梨
大会のスローガンから、地方だから
こそ発信できること、人と人のつな
がりがこれからの社会の大きなチカ
ラになることを、来県いただく多く
の皆さまにお伝えし、お越しいただ
いた皆さまが次の一歩を踏み出すチ
カラになる、そんな式典・講演にし
てまいります。

他県の「青年の集い」に参加

山梨大会をPR

2月18日に開催された「仙台局
連青年部会長サミット」には、大
会会長を務める大木青年部会長が、
3月7日に開催された「広島県青
年の集い」には大木部会長と大会
実行委員長を務める中沢副部会長
が山梨大会についてPRをしてき
ました。



広島県青年の集い



仙台局連青年部会長サミット

女性部会

日帰り研修

3月7日女性部会による日帰り
研修会が実施されました。今年は
車窓から見る富士山や、峠の雪景
色を楽しみながら箱根宮ノ下の富
士屋ホテルへ行ってきました。

明治39年に建てられた洋館、ヘ
レンケラー女史が可愛がっていた
尾長鶏をはじめとした彫刻の数々、
天井絵、絵画等美術館に居る様で
した。

そんなクラシックホテルでの
コース料理は、ひとときわりっちな
気分になり、忙しい日々の中ちよつ
とひと息！「元気をチャージ」す
ることができました。

女性部会 交流委員長 岸本 敏江



令和7年度事業計画

基本方針

1. 「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」との理念のもと、「税制改正に関する提言」、会員の研鑽を支援する「研修活動」、地域振興やボランティアなどの「地域社会貢献活動」を大きな3つの柱として活動する。
2. 支部ブロックの活動を強化し、組織力・支度と会員増強に取り組み、児童・生徒を対象とした租税教育活動の充実を図る。
3. 税務行政の円滑な運営への協力と納税者の利便性向上の観点から、マイナンバー制度の定着とマイナンバーカードの普及促進、e-Tax（国税電子申告・納税システム）、eLTAx（地方税ポータルシステム）の利用促進に強化して取り組む。
5. (二社)山梨県法人会連合会(以下「県連」という)との連携強化を図る。公益法人としてのガバナンスの確保、財務基準の達成に取り組む。特に4月から施行される新しい公益法人制度に対応する。
7. 11月に開催される「第39回法人会全国青年の集い 山梨大会」の運営について、青年部会を中心に協力する。

公益目的事業

主な事業計画

1. 税に関する事業 (1) 税知識の普及・税の啓発活動 (公1)

- ① 新設法人説明会
 - ・新たに設立された法人を対象に、業務上必要な申請届出等の手続きや、事業開始に際しての法人税法上の留意点等について正しい理解を促すことを目的に開催する。
- ② 決算法人説明会
 - ・決算月を迎えた法人を対象に、税制改正事項等決算手続きを行うにあたっての留意点等を説明し、適正な法人税等の申告が行われることを目的に開催する。
- ③ 源泉部会講習会(知らない損する！給与計算実務セミナー)
 - ・源泉所得税の適正な徴収を行うため、改正税法の要点や経理事務において留意すべき事項等について、実務担当の資質向上を目的に開催する。
- ④ e-Taxのほか、eLTAx（エルトックス・地方税ポータルシステム）による地方税の申告・納税の手続きの説明も行う。
 - ・社会保険の内容を取り入れる。
 - ・会場参加に加え、オンライン開催を取り入れる。
- ④ 税務関連セミナー
 - ・新設法人に対して、税及び経営に関するシリーズの研修
- ⑤ その他税に関する説明会・研修会・講演会・セミナー等
- ⑥ 税務に関する教材・資料の活用
 - ・全法連テキストを会員に配付するとともに説明会において研修テキストとして使用する。また、全法連幹旋図書等を購入して会員に提供する。
- ⑦ 企業の税務コンプライアンス向上のための取り組み
 - ・全法連作成の「自主点検チェックシート（国税庁の後援）」を各種説明会等の参加者に配付し、各企業での活用を依頼するなど企業の税務コンプライアンス向上に取り組む。
- ⑧ 租税教育活動
 - ・甲府税務署管内の児童・生徒を対象に、税の大切さを学んでもらうために、

- ⑨ 甲府税務署・地方公共団体・金融機関と連携したe-Tax・eLTAxの普及促進など、事業者のデジタル化を推進する。
 - ・関係機関と連携し、e-Tax（国税電子申告・納税システム）・eLTAx（地方税ポータルサイト）の普及定着を様々な機会に広く納税者にPRする。
- ⑩ 税の無料相談会の開催
 - ・東京地方税理士会甲府支部の協力を得て、会員、非会員を問わず、法人個人の税務全般に関する無料の税務相談会を開催する。
- ⑪ 「全国青年の集い」及び「全国女性フォーラム」への参加
 - ・全国の青年経営者、女性経営者が一堂に会し、租税教育のあり方や地域社会の健全な発展など、法人会の目指す目的達成のための情報交換や意見交換の場に代表者を派遣し、当会の事業活動に反映する。
- (2) 税制改正提言活動 (公1)
 - ・地域経済の担い手である中小企業の活性化と公平・中立・簡素な税制に関する提言を行うため、会員その他から税制に関する意見要望を汲み上げ、県連経由で全法連が取りまとめた「令和8年度税制改正に関する提言」を首長、議会議長に提出し、その実現を図る。
- ① 税制改正に関するアンケート等の実施及び要望書の提出
 - ・全法連作成の「税制改正に関するアンケート」を全会員対象に実施する。
 - ※「税制改正に関するアンケート」への

- ② 法人会全国大会(税制改正に関する提言を確認)への参加
- ③ 税制改正事項の実現のための要望活動
 - ・全法連において決定した令和8年度税制改正に関する提言の実現に向けて、管内自治体（6市1町）を訪問して税制改正要望活動を実施し、税制改正への協力を要請する。
- ④ 全法連が主催する「税制セミナー」への積極的な参加
- ⑤ 税制に関する勉強会の実施
- (3) 広報活動 (公1)
 - ① ホームページ及び広報誌による租税関係情報の広報
 - ・ホームページの掲載内容の充実を図り、各種研修会等を会員および広く一般にも公開する。またマスコミ等も活用し、研修会等の募集案内を行う。
 - ② 甲府法人会たよりの発行
 - ・税に関する情報や公益事業活動を中心に編集した広報誌「甲府法人会たより」を年4回発行する。
 - ③ 各種イベントなどを利用した広報活動
 - ・税についての理解と啓発を促すために、「税金教室」や「青少年育成体験教室」等を利用する。
 - ④ ラジオ広告・バス広告等の利用
 - ・ラジオ広告・バス広告などを利用して、「税を考える週間」等の周知、e-Taxの利用促進、確定申告の早期手続きについてPRする。
 - ⑤ マス媒体などを活用した法人会の周知活動
 - ・SNSの活用などを通じて、法人会を広く経営者に周知を行う。

2. 地域社会貢献事業

- (1) 本会主管活動(公2)
- (1) インターネットセミナーの利用推進
- (2) 福祉施設等への寄贈活動
- (2) イベントなどを利用した税の啓発活動の実施
- (1) 税金教室等を利用する。
- (2) 青少年向けの体験教室を活用する。
- (県内4法人会共催の「サッカー・税金教室」、「バスケットボール・税金教室」)
- (3) 広く一般を対象とした講演会等の開催(オンラインも活用する)
- (1) 企業の事務合理化を図るためのセミナー
- (2) 企業経営に関する研修
- (3) 県連と共催のスキルアップセミナー
- (4) 山梨県連主催の講演会・研修会・セミナー等に参加協力
- 甲府法人会として参加者の募集協力を行う。
- (1) 新春講演会
- (2) その他
- (5) 青年部会・女性部会主管活動(公2)
- (1) 福祉施設等への寄贈活動
- (2) 富士山クリーン作戦への参加
- (3) 福祉施設への慰問活動

II 収益事業等

1. 収益事業

- (1) 不動産賃貸関係(収1)
- (1) 公益目的事業の財源を確保するため、自己所有資産である甲府法人会館の一部および駐車場の賃貸、会館の維持管理運営
- (2) 登録有形文化財である甲府法人会館の見学希望者への対応
- (3) 山梨県フィルムコミッション等への協力
2. 会員支援事業等
- (1) 福利厚生関係(他1)
- 全法連が取り組む「Challenge(チャレンジ)100」キャンペーンについて

て、甲府法人会においても法人会福利厚生制度協力3社と連携して積極的な推進を図る。

〈具体的推進施策〉

(1) 役員を中心に法人会福利厚生制度の紹介運動を展開する

(2) 「経営者大型総合保障制度」の役員企業加入率70%と法人会福利厚生制度商品の収入保険料前年対比100%以上の確保を目指す

(3) ブロック役員会や事務局の外訪活動を通じ、会員増強とあわせた制度の推進

(4) 青年部会・女性部会と連携した推進

(5) 法人会福利厚生制度協力3社と連携した推進

(6) 機関誌「甲府法人会たより」を活用した制度の周知

(7) 法人会新規入会先に対する法人会福利厚生制度の紹介を行なう

(「新入会員歓迎研修会・交流会」を活用)

(2) 会員の支援・増強関係(他2)

組織の充実強化を図るため、会員の増加を目標として、地域単位、業種・業界単位の活動を推進し、組織力の更なる強化を図る。

〈目標〉

正会員数の純増を目標とし、役員・支部役員が1人1社以上を獲得して正会員3,000社の回復を目指す。

〈具体的施策〉

(1) 9月から12月を「会員増強月間」と設定し、新規加入会員増強運動を実施

(2) ブロック役員会及び研修会を継続実施し、会員増強目標の認識を共有

(3) 説明会・研修会等に参加の未加入法人に対する積極的な加入勧奨

(4) 税務当局及び会員間の交流会の実施

税務当局との相互信頼関係の強化とコミュニケーションの醸成及び会員間の異業種交流を目的に交流会等を開催する。

(5) 新入会員を対象に「新入会員歓迎研修会・交流会」を開催し、税務等の研修

会や交流会を行なう

- (6) 税理士会への会員獲得協力要請を実施
- (7) 法人会福利厚生制度協力3社との連携を強化し、制度の推進とあわせた加入勧奨
- (8) 事務局の外訪活動による加入勧奨
- (9) 賛助会員の加入勧奨
- (10) 既存会員の退会防止
- 退会申し出先には、加入推奨者、支部役員、事務局等が連携して会員継続の交渉を行う
- (11) 他県の法人会員が甲府法人会管内に転入した際の加入勧奨
- (12) 甲府法人会管内の会員が県外等に転出した際、全法連を通じて情報を提供
- (13) 支部・ブロック体制の検討
- (14) インターネットセミナーの利用推進
- 甲府法人会のホームページからアクセスし、会員はパスワード等を入力することにより全てのセミナー内容が視聴可能
- (15) 自主点検チェックシートの活用
- 税務コンプライアンス向上のため全法連が作成している「自主点検チェックシート」(日税連監修・国税庁後援)の活用を促進する。また会報・ホームページを活用した周知を図る。
- 税務署に提出する「法人事業概況説明書」の「社内監査」欄に「自主点検チェックシート」を実施している旨を記入できるようにしている。「自主点検チェックシート」の活用は法人会加入のメリットにも資するため、加入勧奨に活用する。
- (3) 青年部会・女性部会活動の活性化
- 部会独自の活動をはじめ、本会の活動の執行機関としての役割を果たすとともに法人会活動の活性化を図る。
- (1) 部会員の拡大、部会員相互の親睦を図る事業等の開催
- 特に青年部会においては、「法人会全国青年の集い(山梨大会)」の開催準備のため、積極的な部会員の拡大を行う。

III 会務運営事業 (法人会計)

- (2) 租税教育に力を入れるとともに、講師を担当する部会員の育成
- (3) 施設などの訪問を通じて女性部会活動の披露と法人会のPR

1. 各種会議の開催

- (1) 定時総会、理事会、正副会長会
- (2) 総務委員会、広報委員会、税制委員会、研修委員会、厚生委員会、組織委員会
- (3) 源泉部会、青年部会、女性部会の各役員会
- (4) ブロック(支部)の役員会

2. 公益法人制度改革への対応について

本年4月、新しい公益法人制度が施行されることに伴う対応

3. 外部団体との連携

- (1) 甲府税務署等が主催する諸会議への出席
4. 全法連主催の行事への参加
- (1) 講演会・セミナー
- (1) 全国大会記念講演会(高知大会)
- (2) 全国女性フォーラム記念講演会(北海道大会)
- (3) 全国青年の集い記念講演会(山梨大会)
- (4) 税制セミナー
- (5) 事務局セミナー

5. 全法連事業及び県連事業への協力等

- (1) 全法連事業
- (1) 全法連が主催する諸会議への出席
- (2) 法人会アンケート調査システム登録者増加への協力
- (3) 「いちごプロジェクト」(節電への取り組み)と「食品ロス削減」の周知に協力
- (4) 全法連が新たに設置する「健康経営委員会」への対応
- (2) 県連事業
- (1) 県連が主催する諸会議への出席
- (2) 法人会全国青年の集い(山梨大会)への協力

6. 事務局職員レベルアップ

- (1) 事務局職員のレベルアップ

法律相談

取締役会の業務執行権と
代表取締役社長、副社長、専務、
常務と執行役員業務執行権



古屋法律会計事務所

弁護士

古屋 俊仁

1. 取締役の権限

株式会社は法律で取締役会を置かなければならない会社以外でも定款の定めにより取締役会を置くことができます。

取締役会設置会社においては、3人以上の取締役で構成される機関としての取締役会が、その決議により、①会社の業務執行の決定を行い、その決定を執行する代表取締役又は代表取締役以外の業務執行取締役を選定し、権限を委任し、かつ、②その者の職務の執行を監督する、という組織の仕組みになっています。このことから分かるように、取締役の職務は、①取締役会に参加することを通じて、重要な業務執行の決定を行い、業務執行を実行する者

を選任し、②業務執行をした者の業務執行行為を監督することであり、したがって、取締役に業務を執行する権限が当然に法律上付与されているわけではありません。

2. 業務執行取締役

業務執行取締役とは、取締役会で選任された①代表取締役（代表取締役には業務執行権があると解されています（会社法362条3項））、②代表取締役以外の取締役であって取締役会の決議により一定の業務執行事項につき業務執行の決定・行為を委任されている者、または、③代表取締役から一部の行為を委任されるなどにより会社の業務を執行するその他の取締役、をいいます。

取締役会設置会社においては、①のみが必ず置かなければならない業務執行取締役であり、他は法律上必置な機関ではありません。②、③については取締役副社長、専務取締役、常務取締役等の定款で定められた肩書きを有する例が多いです。しかしこれらの者と会社との間に雇用契約はないので使用人兼務役員とは異なります。

3. 使用人兼務役員など

使用人の地位を有しかつ取締役の地位を有する者がいます。使用人の地位を有していますので会社との間に雇用契約があります。この点が2の業務執行取締役とは異なります。取締役営業部長・取締役工場長などの名称が付されます。この者も取締役会で選任され、一定の範囲の業務執行取締役ということになります。

取締役でない使用人が営業部長、工場長などの地位を有した場合、取締役ではないので業務執行取締役とはなりません。しかし、会社法362条4項3号は「支配人その他の重要な使用人の選任及び解任」は取締役会で決議しなければならない

こととしています。これは使用人に対しても実質上業務執行権を付与することになることから取締役会で決議することとなっています。この者も一定の範囲ではあります。業務執行権を有する者となります。

4. 執行役と執行役員

執行役とは指名委員会等設置会社においては業務執行をする者を取締役とは別に取締役会で選任しなければならないもので、取締役も兼ねることができませんが取締役でない者も選任されます。執行役は会社法上の役員ではないが取締役会から委任を受けて、業務執行を担当する会社法上の機関です。執行役が複数名いるときは代表執行役も選任されます。しかし、指名委員会等設置会社は上場会社の中でも数少なく、上場会社以外の会社ではほとんどありません。

通常の取締役会設置会社において選任される業務執行権限を付与される者は「執行役員」です。この執行役員には取締役も又取締役でない従業員も就任することがあります。一般に執行役といっているものはこの「執行役員」のことです。

会社法上役員とは取締役、監査役をいいますが、執行役員は会社法上役員ではありませんし、会社法には何らの規定もありませんが、取締役会で取締役又は使用人に対し業務執行権限を付与して執行役員制度を導入することは会社法上何ら差し支えありません。

5・執行役員が選任される理由

大会社では、10年前くらいまで取締役会の構成員である取締役の数がかなり多く選任されていましたが、近年、取締役会の実質の審議の充実や効率を重視し取締役数を相対的に少なくするようになってきました。少数の取締役が業務執行の意思決定と業務執行の双方を担うことは相当な負担となりますので執行役員制度を導入することによって、

①取締役は、経営に関する重要な意思決定に専念することができるようになることと、②執行役員に業務執行を委ねることによって、取締役は、執行役員の業務執行を監督することが可能となります。そのようなことから、近年、取締役の数が少数に決められていますので、優秀な人材がいても、取締役に任命すること

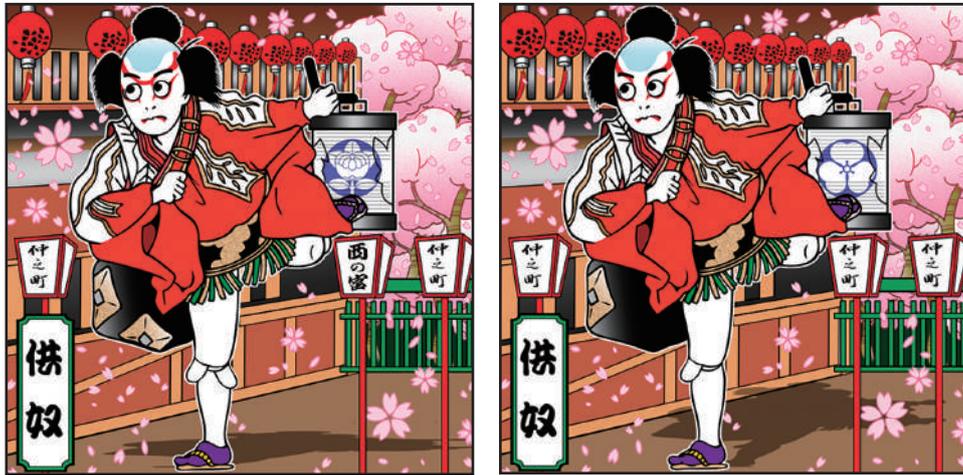
が困難になります。しかし、執行役員は、会社法上の機関ではないですから、会社が定款変更などの手続きを経る必要もなく、取締役会決議により置くことができ、株主総会の決議も又商業登記の必要もありません。このようなことが執行役員制度を導入する会社が多くなった要因であると考えられます。

以上のとおり、業務執行権の範囲については広狭の違いがありますが、その範囲は業務執行権を委ねる取締役会の決議やその決議に基づいて規定されている規則等により定まりますが、法律に規定のない事柄でありますのでその範囲が不明確のときは社会通念にしたがって解釈することになります。

以上、取締役会の業務執行決定権、取締役の業務執行権限、代表取締役社長・取締役副社長・専務取締役・常務取締役の業務執行権限の根拠、取締役ではない従業員の執行役員の業務執行権の有無とその根拠等について改めて理解すべきであると考え、この問題について解説してみました。

7つの間違い探し

右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。見つけられますか？



【作者紹介】 神谷二郎（かみや・いちろう）
専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

パズル・数独

【ルール①】
まだ数字の入っていないマスに、1から9までの数字のどれかをひとつずつ入れましょう。

【ルール②】
タテの列、ヨコの列、太線で囲まれた3×3のブロックのいずれにも、1から9までの数字がひとつずつ入るようにします。

【問題】
二重枠に入った数字の合計はいくつでしょう？

				1	7		
2	5		7			4	8
1		3		9			7
4			4		5		6
	9			4			8
			2	1			

【作者紹介】 株式会社ニコリ
日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなどのパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。パズルASP「e-数独」をBtoB向けにリリース。

9	8	7	6	5	4	3	2	1
8	7	6	5	4	3	2	1	
7	6	5	4	3	2	1		
6	5	4	3	2	1			
5	4	3	2	1				
4	3	2	1					
3	2	1						
2	1							
1								

- ① (上) (中) (下) (右) (左) (上) (中) (下) (右) (左)
- ② (上) (中) (下) (右) (左) (上) (中) (下) (右) (左)
- ③ (上) (中) (下) (右) (左) (上) (中) (下) (右) (左)
- ④ (上) (中) (下) (右) (左) (上) (中) (下) (右) (左)
- ⑤ (上) (中) (下) (右) (左) (上) (中) (下) (右) (左)
- ⑥ (上) (中) (下) (右) (左) (上) (中) (下) (右) (左)
- ⑦ (上) (中) (下) (右) (左) (上) (中) (下) (右) (左)
- ⑧ (上) (中) (下) (右) (左) (上) (中) (下) (右) (左)
- ⑨ (上) (中) (下) (右) (左) (上) (中) (下) (右) (左)
- ⑩ (上) (中) (下) (右) (左) (上) (中) (下) (右) (左)
- ⑪ (上) (中) (下) (右) (左) (上) (中) (下) (右) (左)
- ⑫ (上) (中) (下) (右) (左) (上) (中) (下) (右) (左)
- ⑬ (上) (中) (下) (右) (左) (上) (中) (下) (右) (左)
- ⑭ (上) (中) (下) (右) (左) (上) (中) (下) (右) (左)
- ⑮ (上) (中) (下) (右) (左) (上) (中) (下) (右) (左)
- ⑯ (上) (中) (下) (右) (左) (上) (中) (下) (右) (左)
- ⑰ (上) (中) (下) (右) (左) (上) (中) (下) (右) (左)
- ⑱ (上) (中) (下) (右) (左) (上) (中) (下) (右) (左)
- ⑲ (上) (中) (下) (右) (左) (上) (中) (下) (右) (左)
- ⑳ (上) (中) (下) (右) (左) (上) (中) (下) (右) (左)

税務相談



e-Tax導入の際のハードルとその対策
くご利用のメリット

東京地方税理士会 甲府支部

税理士 田中 秀樹

国税庁は現在、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を標榜し、税務行政のDX化を推進しています。その一環として、確定申告、納税についてe-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用を強く推し進めています。

e-Taxの利用には非常に多くのメリットがありますので、大変お勧めできるものなのですが、いざ導入を進めようとする、そこにはデジタル化の最初の一步において多く見られる「とっつきにくさ」が存在します。

このe-Taxの導入を阻む「とっつきにくさ」を中心として、e-Tax利用のメリットや諸問題についてお話をさせていただきました

と思います。

●導入費用

e-Taxの利用を始めるだけでしたら、実はそれほど費用は掛かりません。

必要なものは、①e-Taxソフト、②電子証明書、③ICカードリーダーとなりますが、①については国税庁HPより無料でダウンロード出来ますし、②は法人代表者のマイナンバーカードが利用できます。③については家電量販店などで数千円から購入できますので、導入コストはそれほど多くはないのです。

しかし後述しますが、実はこれだけ

けでは今一つ使い勝手が良くありません。利便性を考えますと、導入に伴いもう少しコストが生ずる場合もあると思われます。

●e-Tax利用のメリット

税務署や金融機関に向かわずに済むという点は、やはり大きなメリットになります。

申告書類の電子的な提出のみならず、納税証明書など各種証明書類の取得もe-Taxを通じて電子的に受領することも出来ます。また、e-Taxの利用開始に伴い、「ダイレクト納付」という納税サービスの利用も可能となります。これは、事前に税務署に届出を行うことで、税金が口座振替によって自動で引き落とされるサービスです。法人税や消費税、源泉所得税などすべての税目の納付がインターネット上の操作で完結する仕組みとなります。

これらのサービスは、基本的に24時間利用可能ですので、税務署や金融機関窓口の営業時間などに追われることはありません。e-Taxの利用に伴い、申告書類の提出のみならず、納税関係にも大きなメリッ

トがあるといえるでしょう。

●「とっつきにくさ」の正体

先にも述べましたが、e-Taxの導入自体はそれほど難しくはありません。問題は、国税庁が提供しているe-Taxソフトの使い勝手があまり良くないという点です。

デジタル化の恩恵を十分に受けるためには、データ形式のものは最後までデータのまま利用することが望ましいのですが、e-Taxソフトを利用して申告書類を作成しようとする、多くの部分を再び手入力しなければなりません。もちろん、Excel等で作成したCSV形式での提出も可能な帳表類も多くありますが、指定するフォーマットやコード番号などが細かく定められており、結局そこに合わせるための手作業が多く生じてしまいます。しかも、肝心のe-Taxソフトの操作性はあまり良いものとはいえず、わかりにくい部分も多くあります。

結局、そんな手間をかけるのであれば、e-Taxソフトに入力する前の確定申告書そのまま紙で提

出してしまうばいいじゃないか、と
 考えてしまうのも致し方ありません。
 かくして、一向にe-Taxに
 「とっつき」ことができなくなつて
 しまうのです。

●対策

国税庁提供のe-Taxソフトを
 単体で利用しようとしますと、前述
 のような使い勝手の悪さが目立ち
 ます。やはり、これを快適に利用す
 るのであれば、みなさまが普段業務
 で利用される会計や財務ソフトな
 どと、e-Taxソフトとの間での
 データ連携を円滑に行える体制を
 整えることが大切になります。

ベンダーからはe-Tax対応の
 会計、財務ソフトなどが多く提供さ
 れており、またそれと併せて独自開
 発のe-Taxソフトそのものを提
 供しているところもあります。導入
 コストは幾分かかってしまいます
 が、これら周辺システムの整備も併
 せて行うことをお勧めします。

帳簿の作成から電子申告まで、一
 筆書きで行える環境が整うことが、
 e-Taxを利用する上で一番の
 メリットになるのではないでしょ

うか。

●おわりに

e-Taxは多くの利便性を併せ
 持つシステムです。最初の「とっつ
 きにくさ」を乗り越えれば、水が流
 れ始めた水車のように、その利便性
 はどんどん加速していくこと
 でしょう。

ですので、何でもいいので取り敢
 えず利用してみるというのも一つ
 の方法です。例えば国税庁が提供す
 るe-Taxソフトでも、源泉所得
 税の電子申告とダイレクト納付だ
 けでしたら、特に使い勝手は悪くあ
 りませんし、むしろ便利です。少
 しでもそのメリットを享受すること
 が、「とっつきにくさ」を乗り越え
 る最初の一步になるのではないで
 しょうか。

水車を回す最初の一滴として、ま
 ずは源泉所得税のダイレクト納付
 に挑戦してみるのはいかがでしょうか
 でしょうか。



国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
 国税に関する申告や納税、
 申請・届出などの手続きが
 インターネットで行えます。

納税には
 ダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、
 届出をした預貯金口座から、簡単な操作で
 即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
 ※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

～確定申告はご自宅から
 マイナンバーカードでe-Tax～

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン(又は、ICカードリーダライタ)を準備すれば、スマートフォン(又は、自宅のパソコン)からe-Taxで提出できます。

さらに、マイナポータルと連携することで、給与情報や控除証明書等のデータが自動入力でき、申告書の作成がさらに便利になります。

作成コーナーはこちら

マイナポータル連携の詳細はこちら

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
 e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス 🔍 検索



税務署からののお知らせ

税務署窓口での **国税の納付** は **9時～16時** までをお願いしていますが、
令和7年4月14日からは **納税証明書交付請求手数料の納付** を含め

9時～15時



までをお願いいたします

国税の納付はキャッシュレス納付が便利です

個人事業者の方

申告所得税

消費税及び地方
消費税 (個人)

法人の方

源泉所得税

法人税

消費税及び地方
消費税 (法人)

振替納税 (口座振替)



【利用可能税目】

申告所得税
消費税及び地方消費税 (個人)

【納付方法】

振替日に預貯金口座から自動的に引落とし

【開始手続】

振替依頼書の提出
※オンラインによる提出も可能

【オススメな方】

毎年確定申告を提出する
個人事業者



ダイレクト納付



【利用可能税目】

電子申告が可能な税目 (源泉所得税、法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税など)

【納付方法】

即時又は**指定した期日**に電子納税を行う

【開始手続】

e-Taxの開始届出書及びダイレクト納付利用届出書の提出
※オンラインによる提出も可能
✓電子証明書は不要 ✓ネットバンク契約不要
✓複数の金融機関口座を利用可能

【オススメな方】

毎月源泉所得税を納税している方
毎月消費税の中間納付をしている方
など、**納付機会の多い方**

電子納税証明書 (PDF) なら、税務署にお越しいただくことなくお手持ちのスマホやタブレット端末からe-Tax (Web版) を使って請求&受け取ることができます。
納税証明書の便利な請求&受取方法については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) 「納税・納税証明書手続」をご覧ください。



国 税 職 員 採 用 募 集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆ 人事院国家公務員
試験[採用NAVI]



◆ 採用関係
お役立ちリンク集



◆ Web-TAX-TV



令和5年度から新設！

各試験 区分	国税専門官 (A 区分)	国税専門官 (B 区分)	税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級)
受験 資格	1 21 歳から 29 歳の者 2 21 歳未満で、次に掲げる者 (1) 大学を卒業した者及び翌年 3 月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 人事院が上記(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者		1 受験する年の 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算してまだ 3 年を経過していない者及び翌年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記 1 に掲げる者に準ずると認める者	大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して 8 年を経過した者
申込 期間	2 月下旬開始		6 月中旬開始	7 月下旬開始
1 次 試験	5 月下旬		9 月上旬	9 月下旬
試験 科目	基礎能力試験(多肢選択式)		基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験	基礎能力試験(多肢選択式) 経験論文試験
	専門試験(多肢選択式)			
	[必須] 民法・商法、会計学 [選択必須] 民法・商法、会計学、憲法・行政法、経済学、英語 [選択] 財政学、経営学、政治学・社会学・社会事情、商業英語	[必須] 民法・商法、会計学、基礎数学 [選択] 情報数学・情報工学、統計学、物理、化学、経済学、英語		
	専門試験(記述式)			
	憲法、民法、経済学、会計学、社会学	科学技術に関連する領域		
2 次 試験	6 月下旬～7 月上旬		10 月中旬	11 月上旬
	人物試験、身体検査		人物試験、身体検査	人物試験
3 次 試験				11 月下旬又は 12 月上旬 総合評価面接試験
合格 発表	8 月中旬		11 月中旬	12 月中旬

※ 試験日程の公表

国税専門官及び税務職員採用試験 12 月頃

国税庁経験者(国税調査官級) 7 月頃

※ 詳細については、人事院国家公務員試験[採用情報 NAVI]に順次掲載予定です。

自動車をお持ちのみなさまへ

自動車税（種別割）は、毎年4月1日午前0時時点で、運輸支局に登録されている自動車の所有者に対して課税される県税です。

※ 割賦販売の場合は、自動車の使用者に対して課税されます。

※ 軽自動車の所有者に対しては、市町村税として軽自動車税（種別割）が課税されます。

自動車税 (種別割)

は納期限までに納めましょう。

The deadline for paying AUTOMOBILE TAX is **June 2nd, 2025**

納期限は **6/2** 月

納付できる場所及び方法は納税通知書をご覧ください。
詳しくは各都道府県の税務担当課またはホームページまで。

スマホでサクッと
忘れず快適♪

eL-QR
いつでも・どこでも
キャッシュレス納付

QRcode for foreigners
QR Translator

AUTOMOBILE TAX

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

■クレジットカード、インターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）等でも納付できます！

「地方税お支払サイト」にアクセスし、納付書に印刷されたQRコードの読取等を行うことにより納付ができます。

納付方法はクレジットカード、インターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）等から選択できます。

※地方税共同機構ウェブサイト「地方税お支払サイト」をご利用ください。

※ご利用にあたっては、納税者負担が別途発生する場合があります。また、領収証書は発行されません。

■スマートフォンアプリでも納付できます！

「PayPay」、「d払い」等で納付できます。

※納付書に印刷されたQRコードの読取による納付となります。

※利用可能なスマートフォンアプリは、上記「地方税お支払サイト」の「スマートフォン決済アプリ一覧」をご確認ください（領収証書は発行されません）。

■コンビニでも納付できます！

コンビニエンスストア（セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップ、ローソンなど）で、全国どこでも、休日や夜間でも納付できます。

■MMK設置店でも納付できます！

山梨県内では、イオン、ウエルシア、オギノ、ツルハドラッグ、ドラッグセイムス、NewDays等のうち、MMKを設置している店舗で納付できます。※店舗の一覧は、株式会社しんきん情報サービスのホームページをご覧ください。

※令和7年度分の自動車税（種別割）納付書は、令和7年5月7日頃に発送予定です。

新入会員紹介 (令和7年1月～3月)

(順不同・敬称略)

株式会社 幸武

代表者：河野 美代子 業種：建設業

住所：南アルプス市藤田 1823

TEL 055-284-2799 FAX 055-284-2813

株式会社 川住制御設計

代表者：川住 典央 業種：製造業

住所：甲斐市富竹新田 1133 川住住宅 3号

TEL 055-206-2739 FAX 050-3730-6493

URL : <https://www.kawasumi-seigyosekai.com/>

株式会社 TM TYRES

代表者：三井 貴之 業種：小売業

住所：北杜市高根町箕輪 3219-5

TEL 0551-47-3116 FAX 0551-47-3237

有限会社 宮沢商事

代表者：宮沢 守彦 業種：燃料販売

住所：北杜市小淵沢町 3108-1

TEL 0551-36-5425 FAX 0551-36-5426



浄財を渡す飯島女性部会長(左)と岸本監事(中央)

社会貢献の一環として女性部会では、年間を通して行事開催の際に募金活動を行い、部会員から多くの浄財が寄せられました。寄せられた浄財は3月21日に飯島女性部会長、岸本監事が山日YBS本社を訪問して、公益財団法人山日YBS厚生文化事業団に寄託しました。

今回は「令和7年岩手県大船渡市赤崎町林野火災義援金」として役立てていただくことをお願いしました。

女性部会員から
寄せられた浄財を寄託



一般社団法人
山梨県バレーボール協会

山梨県におけるバレーボール競技の普及・振興を図り、皆さまの健全な心身の育成・発展に寄与することを目的とする団体です。

法人会会員企業の皆さまとも連携して、各種事業の展開を行っていきたくと考えております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

一般社団法人
やまなしソーシャル
イノベーションセンター

多様化、複雑化する山梨県の地域課題を官民連携により効果的に解決し、地域社会の持続的発展に寄与することを目的とする団体です。

法人会会員企業の皆様とも連携し、山梨県の地域課題解決に向けた取り組みを行っていきたくと考えております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

甲府法人会館
新入居者のご紹介

研修会等予定

決算法人説明会

6月17日 山梨県立立青少年センター

【内容】法人税についての注意点
消費税についての注意点
源泉所得税についての注意点

新設法人説明会

5月28日 甲府法人会館

【内容】設立にともなう手続きと税金の申告・納税について
日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて
源泉徴収事務について

令和7年度 源泉部会講習会「知らない
と損する！給与計算実務セミナー」

6月12日 アピオ甲府

【内容】・初級講座
源泉所得税の概要
給与・賞与の税額計算
所得税関係の改正
・上級講座
退職所得の源泉徴収事務
給与・賞与の税額計算
所得税関係の改正

(第2回)

8月21日 アピオ甲府

【内容】・初級・上級合同開催
労務関係

発行所

公益社団法人 甲府法人会
広報委員長 輿水 順彦
甲府市中央4丁目12番21号
TEL 055-1237-1777
株式会社 峽南堂印刷所
令和7年4月4日

印刷所
発行日



日本バレーは世界最高峰へ。

© OSAKA BLUTEON SVSP-2024-057

大同生命がつなぐ バレーボールの未来。



大同生命SV.LEAGUEを応援しています。

その安心で、企業とともに未来をつくる。

DAIDO 大同生命保険株式会社

多摩支社/甲府営業所 〒400-0858 甲府市相生1丁目2番31号 TEL055-232-6411

応援サイト



SVリーグ参加チームの紹介、大同生命と各チームが協同する地域貢献活動の様子などを掲載しています。